

令和4年第5回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年5月12日(木) 午後1時30分から午後2時50分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (16人)

| | | |
|-----|-----|-------|
| 会 長 | 19番 | 谷 則男 |
| 委 員 | 2番 | 服部 茂 |
| | 4番 | 奥村 郁雄 |
| | 5番 | 稲田 正文 |
| | 6番 | 村田 清美 |
| | 7番 | 田村 勝美 |
| | 8番 | 阪部 幸弘 |
| | 9番 | 西村 修 |
| | 10番 | 森澤 明 |
| | 11番 | 上田 國和 |
| | 12番 | 園田 正夫 |
| | 13番 | 中村 安秀 |
| | 14番 | 奥 哲郎 |
| | 17番 | 新井 源吾 |
| | 18番 | 木村 正樹 |
| | 20番 | 堀井 吉夫 |

4. 欠席委員 (4人)

| | | |
|--|-----|-------|
| | 1番 | 北澤 良祐 |
| | 3番 | 狩野 雅史 |
| | 15番 | 新井 泉次 |
| | 16番 | 森島 孝司 |

5. 議事日程

| | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 会期決定の件 |
| 日 程 第 2 | 会議録署名委員決定の件 |
| 日 程 第 3 | 報告 第10号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日 程 第 4 | 議案 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日 程 第 5 | 議案 第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認 について (利用権貸借) |
| 日 程 第 6 | 議案 第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について |
| 日 程 第 7 | 報告 第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (専決) |
| 日 程 第 8 | 報告 第11号 農地法第4条第1項の規定による届出について (専決) |
| 日 程 第 9 | 報告 第12号 農地法第5条の規定による認定電気事業者に係る協議申出に ついて (専決) |
| 日 程 第10 | 報告 第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について (専決) |

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>(議席番号1番 北澤委員、3番 狩野委員、15番 新井泉次委員、16番 森島委員から欠席届が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中4名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p> |
| 会長 | <p>(挨拶)</p> |
| 会長 | <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第5回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p> |
| 会長 | <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> |
| 会長 | <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、2番 服部委員、4番 奥村委員よろしくお願いたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p> |
| 会長 | <p>日程第3、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号6番7番を事務局から説明いたします。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号6番、7番については同一譲受人借受人のため取りまとめて説明します。</p> <p>受付番号6番について説明します</p> |

内容は議案書のとおりで、借受人は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●● ●●● ●●●
●●●です。

権利の種類は3条の賃貸借です。貸借期間は50年です。

受付番号7番について説明します

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●● ●●● ●●●
●●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

資料1に位置図等を添付しております

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借受人、譲受人の●●●●●●●●●●は学校教育の一環として園児に農業体験を取り
入れてきました。農地法施行令第2条第1項第1号ハにより学校法人が教育の運営に
必要な施設の用に供するため権利を取得することは認められています。
今回隣接農地●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●を園児の農業体験のために取得し、●●●●●●●●●●、
●●●●●●●●●●を農地への進入路も兼ねて貸借されます。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●●委員 議案を賃貸借と所有権移転に分けているのは何か理由があるのですか。

事務局 貸付人、譲渡人の農作業小屋の北側に畑があり、貸借地については、同人も進入路
として通行する必要があるので所有権移転はしたくないとの意向です。

●●●委員 貸借期間が50年になっていますが、こんなに長くてもよいのですか、また、相続
された場合はどの様になるのですか。

事務局 借受人、譲受人としてはもっと長期にしたい意向ですが、民法では50年が最長と
なります。なお、賃借人の権利は賃貸人が相続されても継続されます。

●●●委員 借受人、譲受人が農地として使用することを確約されていますが、後で転用される
ことはないでしょうか。

事務局 あくまでも賃貸借、所有権移転の農地として使用するという3条申請であり、転用
される場合には4条もしくは5条の申請になり、その際の審議となります。

会 長 借受人、譲受人としては農地として使用し、教育の一環として園児の農業体験が目
的であり、申請農地の賃貸借、所有権移転を行いたいとの意向です。

- 委員 農地法により農地の取得は認められるのは理解するが、後々に転用事案が発生しないようにすべてが賃貸借でも良いと思います。
- 委員 幼児が作業を行うため、農地を維持管理するのに田よりも畑であれば管理はし易いと思われるが、管理できずに農地として利用されなくなるのが心配です。
- 委員 友人が農業体験として同様な事を行いました。保護者から子供がケガをする等の苦情があり頓挫してしまいました。農地として管理出来なくなった場合はどうなるのですか。
- 事務局 他の借りている場所は遠く離れていて、申請地は隣接地であり園児の移動に伴う危険度の軽減になり、管理は職員や指導者として貸付人、譲渡人が携わって行くと考えております。
- 会 長 所有権移転により後々の転用を心配されているが、宇治市でも同様な事案があり、教育の一環として園児が農業体験をすることは良いことであると思います。
- 委員 農業体験が目的ということですが、園児が体験するのは農作業をどのように体験するのですか。
- 事務局 稲の苗を植えたり、稲穂を刈る体験をし、他の農作業については、職員や指導者が管理していくと聞き及んでいます。
- 委員 幼児ができる農作業の体験は僅かな面積と作業です。将来の農業者育成のためにも、幼児の頃から教育の一環として農業体験を行われることは良いことだと思ふ。今後の農地管理については経過を見守ってゆきたいと思ふ。
- 委員 担い手が減少しているなか、私も幼児に教育の一環として農業体験させることは良いことだと思ふ。しかしながら、所有権移転により後々の農地管理が困難な状況になった場合が心配です。
- 委員 教育の一環で農地として管理されてゆけば良いが、先ほども申しましたように保護者からの苦情等で、体験学習を行わなくなり農地として使用されなくなった場合の管理が心配です。
- 会 長 後々のことが心配と言い出すと、農家でも同じで、農地として使用しなくなった場合には所有者責任として維持管理する責任があり、委員会としても指導に入る事になる。農地として利用されなくなった時の不安がありますが、園児に教育の一環として農業体験される良いことであると思ふ。先ほど、すべて賃貸借にすればとのご意

見がありましたが、農地所有者としては購入してもらいたい意向であり、理事者の中には理事長の親族もおられるので、世代が変わっても維持管理されていくと考えます。

●●委員 小学校で体験学習に携わったことがあります。当時の小学生や担当教師の意欲にもよりますが、当時は6坪ほどの水田でも管理が出来なかった。そんな事例もあるので、幼児には困難であるので、体験学習は頓挫して農地管理が維持出来なくなってしまわないかと心配します。

会 長 ほとんどの作業は職員や指導者が行い、幼児がする作業は僅かだと思います。すべてを水田として利用するのではなく、一部は畑として利用されると考えます。今後の管理については注視して、許可後について問題があれば指導する。先ほどももうしましたが、教育の一環として農業体験をさせることは良いことだと考えます

●●委員 指導者も購入してほしかった意向とのことですが、現在も高齢ですが指導できなくなった場合の管理が心配です。

●●委員 私が携わった学校では、農作業体験すべての作業工程を全学年に分けて行うことで満足な結果を得られました。管理については支援者が担って、協力しなければ難しいが教育的には良いと考えます。

事務局 以前は、元農業委員の方の指導で新市街地やアルプラザ城陽の近辺で体験学習を行っていたが、学習地までが遠く隣接地での体験学習を行うことで、園児の移動に伴う危険度の軽減になり今回の申請になりました。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(賛成多数)

賛成多数により全部効率化要件、を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(賛成多数)

賛成多数により全部効率化要件、を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 日程第4、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号14番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号14番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積508平方メートル 他4筆 計5筆
合計1,122平方メートル

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

譲受人は 城陽市久世 ●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●

資材、輸送車両の保管場所が不足したため露天資材置場及び露天駐車場として利用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。西側東側北側は畑、南側は道路です。

路面はアスファルト舗装、雨水排水は東側に勾配を設け設置した側溝から、南側水路に排水します、雑排水はありません。

隣接農地所有者から同意書、南部土地改良区から受理証明書、意見書が提出されています。

南部土地改良区からは

- ・雨水排水については、敷地内に排水路を設け転用地南側にある水路に放流すること。
- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。既設用水管については、破損させないように保護工事等を行い、従来どおり使用できるように残すこと。

農政課からは

- ・周辺農地に影響がないように配慮してください。

管理課からは

- ・府道に関する工事を行う場合は山城北土木事務所と協議を行ってください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。現地調査委員会において現地を確認しました。事務局説明どおりで、土地改良区から受理証明書、隣接農地所有者からの同意書もあり問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長

受付番号15番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号15番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市久世 地目は畑 面積1,225平方メートル

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

譲受人は 城陽市久世 ●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●

従業員駐車場が不足したため露天駐車場として利用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。北側は畑、西側南側は道路、東側は駐車場です。

路面はアスファルト舗装、雨水排水は南側に勾配を設け設置した側溝から、西側水路に排水します、雑排水はありません

隣接農地所有者から同意書、南部土地改良区から受理証明書、意見書が提出されています。

南部土地改良区からは

- ・雨水排水については、敷地内に排水路を設け転用地西側にある水路に放流すること。
- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。
- ・既設用水管については、破損させないように保護工事等を行い、従来どおり使用できるように残すこと。
- ・配管の保護工事については、付近農地の用水供給に支障が出にくい9月以降に、当土地改良区の指導の下できるだけ短期間で行うこと。

農政課からは

- ・周辺農地に影響がないように配慮してください。

管理課からは

- ・市道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。

- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地調査委員会において現地を確認しました。南側、北側についてはフェンスを設置、北側の地権者からの同意もあり問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 以前にも従業員の駐車場として同様な申請があったと思いますが、従業員は何人ほど在社さされているのですか。

事務局 資料にもありますが、現在の在社している従業員は76人であり、今後も従業員の増員を図る予定とのことでした。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。

受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号25番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号25番について説明します。

本案件は平成29年7月1日～令和4年6月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは●● ●●さんの子で、家族で上津屋でお茶を中心に耕作されていますので適格性に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくください。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号25番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号26番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号26番について説明します。
新規設定、賃貸借です
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●さんについては、新規就農で久御山町の●●●●●で1年間営農を経験され、地元城陽市で●●●●●と協力してねぎ栽培をしていきます。資料4に営農計画書、在職証明書が添付されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 新規就農で設定期間が1年とされているが、何か理由があるのですか。

事務局 新規就農の方については、宇城久地域においては最初の設定期間は1年とし、面積については1,000平方メートルからとしており、1年経過後において耕作状況判

内容は議案書のとおりです。

受付番号29番について説明します。
本案件は新規設定です 使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも城陽市中 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは●●●●●●の部長であり、●●●●●●で引き続き農地を貸借するものです。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号29番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。
資料5に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。対象農地は、適正に管理されておられたので問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。
資料6に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。対象農地は、適正に管理されておられたので問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。
資料 7 に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。対象農地は、適正に管理されておられたので問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか

●●委員 一筆だけ、公簿面積よりも申請面積の方が多いですが、何故ですか。

事務局 申請当時の公簿から、農道への収用があり公簿面積が減少したため、現在の公簿面積を表示しているためです。

会 長 他に質疑はありませんか。質問質疑がないので、採決に入ります。
受付番号 3 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第 7、報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について専決しました。受付番号 9 番から 13 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 9 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

事務局 受付番号 10 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

受付番号 11 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●●●です。

受付番号 12 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
登記権利者は、城陽市市辺 ●● ●●●●です。

受付番号13番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

登記権利者は、大津市大江 ●● ●です。

受付番号12番、13番については京都地方法務局宇治支局から時効取得の通知があったものです。

会 長

只今、事務局から説明をしました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長

日程第8、報告第11号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号4番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市枇杷庄 地目は田 面積70平方メートル

届出者は 城陽市枇杷庄 ●● ●●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場設置のためです。

以前から駐車場として使用していたため経過書が提出されています。

路面はコンクリート施工、雨水は前面道路側溝に排水します

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・水路に関する工事を行う場合は水路等管理条例第7条第1項に基づく協議及び工事維持施工承認申請をしてください

- ・申請地南側に存する水路を取り込まないよう注意してください。

- ・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されています。

資料8に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。市街化区域であり、経過書の提出されておられるので問題はないと考えるのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第12号 農地法第5条の規定による認定電気事業者に係る協議申出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積1,530平方メートルのうち46.66平方メートル

協議申出者は 東京都新宿区 ●●●●●●●●●●です。

場所は市街化調整区域です。

●●●●携帯電話無線基地局増設工事のためです。

平成24年に9平方メートルの基地局を設置しましたが、今回46.66平方メートルの増設工事を行い、全体で55.66平方メートルになります。

農地法施行規則第53条第1項第14号において認定電気事業者が有線電気通信のための線路、空中線系もしくは中継施設又はこれらの施設を設置するための転用は権利移動の例外とされ許可不要とされていますが、京都府の指導により協議書を提出されるものです。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

・里道を取り込まないように注意してください。

・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例による協議、申請を行ってください。

・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されています。

資料9に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。周辺農地に影響はないので、問題はないと考えますのでよろしく
お願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 日程第10、報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決
しました。受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
土地の所在は城陽市富野
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第5回定例総会を終了致し
ます。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願
いします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員